滋賀県レイカディア大学 同窓会 近江八幡支部 会則

第1条(名称)

この会は滋賀県レイカディア大学同窓会近江八幡支部という。

第2条(会員)

この会は近江八幡市在住の滋賀県老人大学校及び滋賀県レイカ ディア大学卒業生を以て会員とする。

第3条(事務所)

この会の事務所を支部長宅に置く。

第4条(目的)

この会は会員が常に同窓会憲章を心とし同窓会本部との連携の もと相互の親睦と教養を高めて、地域社会の福祉の向上に寄与 ・協力することを目的とする。

第5条(事業)

この会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1. 総会及び役員会の開催
- 2. 同窓会本部との連携事項
- 3. 教養、研修に関する事項
- 4. 福祉、保健に関する事項
- 5. 会報の発行並びに広報に関する事項
- 6. 表彰並びに慶祝に関する事項
- 7. その他、必要と認めた事項

前記の事業を行うため、適宜担当部署を置き事業の促進を図るものとする。

第6条(役員の構成)

この会に次の役員を置く。

- 1. 支部長 1名 2. 副支部長 2名
- 3. 会計 1名 4. 監事 2名
- 5. 幹事各地区毎に若干名
- 6. 事務局員若干名(必要に応じて)
- 7. 顧問、相談役若干名

第7条(役員の選出)

- 1. 支部長・副支部長は会員の中から役員会において推薦し総会で 承認を得る。
 - *会計・監事は支部長が委嘱し、総会で承認を得る。
 - *事務局員は支部長が必要に応じて会員の中から選任する。
 - *幹事は各地区より選出する。
 - *顧問 相談役は、支部長が適宜委嘱する。

第8条(任務)

- 1. 支部長はこの会を代表する。
- 2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が事故あるときはこれを代行する。
- 3. 会計は当会の会計事務の処理に当たる。
- 4. 監事は会務及び会計書類を監査する。
- 5. 幹事はこの会の必要事項の審議運営に当たる。
- 6. 事務局員は、支部長の指示に従って事務を担当する。
- 7. 支部長が本部常任理事、副支部長(2名)が本部理事に 当たる。

第9条(任期)

役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

第10条(総会)

1. 総会は、この会の最高議決機関であり、年1回支部長がこれを招集する。

- 2. 総会の議長は出席会員の中より選出する。
- 3. 議事は出席者を定足数とし、過半数によって決定する。 可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4. 臨時総会は必要に応じ役員会の承認をえて支部長が招集る。

第11条(総会への付議事項)

- 1. 会則の制定、改廃
- 2. 前年度の事業報告及び決算報告
- 3. 本年度の事業計画及び予算案
- 4. その他役員会において必要と認めた事項

第12条(役員会)

- 1. 役員会は支部長が必要と認めた時に適宜これを開催する。
- 2. 役員会は事業の目的を達成するための事項について審議する。

この会の事業を行うため、年会費または寄付金をもって充てる。

1. 年会費 2,000円。

但し夫婦会員の内1名及び当該年度4月1日現在満80歳以上の会員は1,000円とする。

2. 寄付金

第14条(会計年度)

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日 をもって終わる。

第15条(決算)

会計は毎年度毎に決算を行い、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第16条(慶祝)

次の通り慶祝を行う。

- 1. 会員が米寿・白寿(数え歳)を迎えた時は記念品を贈る。
- 2. 記念品の額については、予算の範囲内で役員会にて決定する。

第17条(会則の改正)

この会則の改正は総会の3分の2以上の賛成を必要とする。

第 18 条(会則の施行)

- 1. この会は、昭和55年12月7日、近江八幡市老人憩いの家において 開催した総会の日から実施する。
- 2. 昭和56年11月8日一部改正し実施する。 昭和59年4月13日一部改正し実施する。 昭和60年5月10日一部改正し実施する。 昭和61年5月1日一部改正し実施する。 昭和63年4月30日一部改正し実施する。 平成8年4月26日一部改正し実施する。 平成15年4月21日一部改正し実施する。

平成 18 年 4 月 17 日全面改正し実施する。 平成 21 年 4 月 27 日一部改正は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。 平成 27 年 4 月 28 日一部改正し平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

令和3年4月9日一部改正し令和3年4月1日から実施する。

令和6年4月8日一部改正し令和6年4月1日から実施する。

以上